

# 運営規程

訪問介護事業所 あすか

ウエルアスカ株式会社

令和8年1月1日

# 訪問介護事業所あすか 運営規程

## (事業の目的)

第1条 ウエルアスカ株式会社が開設する訪問介護事業所あすか（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当サービスの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は介護予防にあつては要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定訪問介護と介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (指定介護予防訪問介護相当サービスの運営の方針)

第3条 指定介護予防訪問介護相当サービスの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始にあたり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービスに努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護事業所あすか
- (2) 所在地 長崎県長崎市滑石1丁目1番9号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤。サービス提供責任者とヘルパーを兼務）

管理者は、従業者の管理、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当サービスの利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 4名うち常勤4名訪問介護員と兼務。

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ① 訪問介護計画（介護予防訪問介護相当サービス計画）の作成・変更等を行い、利用の申込みにかかる調整をする。
  - ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
  - ③訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する。
  - ④訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施する。
- (3) 訪問介護員 18名（常勤11名のうち、1名は管理者とサービス提供責任者と兼務。3名はサービス提供責任者と兼務。）

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、毎週月曜日から日曜日とする。(但し、12月30日～1月4日を除く)
- (2) 営業時間は、午前8時～午後5時までとする。但し、同時間外でも相談等に応じる体制をとる。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

介護保険負担割合証の確認により 2 割又は3割の額あり。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、長崎市が定める額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。

介護保険負担割合証の確認により 2 割の額あり。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

- 3 第 8 条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所の実施地域を越える地点から、往復 20 キロメートル未満 0 円

(2) 事業所の実施地域を越える地点から、往復 20 キロメートル以上 600 円

- 4 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けけることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、長崎市・長与町・時津町とする。ただし、必要に応じて西海市・諫早市・大村市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待等の禁止)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情の措置を適切に実施するための担当者の設置をするとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密の保持)

第11条 事業者は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに文書による同意がある場合に限り第三者に開示し、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても同様とする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、全ての訪問介護職員等（登録型の訪問介護員等を含む。

以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等にかかる研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 随時

2 事業所は、全ての訪問介護員等に対し、一般及び特別健康診断等を定期的  
に実施する。

3 この規約に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、ウエルアスカ株  
式会社

と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和8年1月1日より施行する。

【料金表】

1 指定訪問介護

サービス内容		料金	備考
身体介護 中心型	20分未満	1,630円/回	
	20分以上30分未満	2,440円/回	
	30分以上1時間未満	3,870円/回	
	1時間以上1時間30分未満	5,670円/回	
	1時間30分を超えて30分増すごとに	820円/回	
生活援助 中心型	20分以上45分未満	1,790円/回	
	45分以上	2,200円/回	

\*夜間（18：00～22：00）又は早朝（6：00～8：00）の場合、25%増。

\*深夜（22：00～6：00）の場合、50%増。

\*訪問介護員2名派遣の場合、200/100。

\*法定代理受領の場合は上記金額の1割（ただし、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による）。

介護保険負担割合証の確認により2割又は3割負担。

## 2 指定介護予防訪問介護相当サービス費

介護予防訪問介護相当サービス費 (Ⅰ)	事業対象者	要支援1	月額 11,480円
介護予防訪問介護相当サービス費 (Ⅱ)	事業対象者	要支援2	月額 22,960円
介護予防訪問介護相当サービス費 (Ⅲ)	事業対象者	要支援2	月額 36,450円

\*法定代理受領の場合は、上記金額の1割（ただし、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による）。

介護保険負担割合証の確認により2割又は3割負担。

\*月途中で①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者管轄内での転居等により事業所を変更とした場合④月途中からのサービス開始又は終了の場合は、日割り計算による。

\*月途中で要支援度に変更となった場合にも、日割り計算を行う。

\*介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数に24.5%を乗じた単位数が加算されます。

\*特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数に20%を乗じた単位数が加算されます。